



男女の性差に配慮した施策の推進について

令和7年3月5日
内閣府男女共同参画局

男女の性差に配慮した施策の推進について①

○女性版骨太の方針2024(抜粋)

IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

(導入部分)

これまで、政府においては、様々な分野における男女共同参画の推進に取り組んできたところであるが、女性と男性では、体格や身体の構造・機能の違い、加齢に伴う変化の違いなどの性差があり、表面的には男女に中立的な施策であっても、実際には一方の性の視点のみに立脚しており、もう一方の性には必ずしも適切に当てはまらないものとなっており、効果を十全に発揮できない場合があることについて、近年、新たな知見が蓄積されつつあり、性差の視点を踏まえてイノベーションを創出する「ジェンダード・イノベーション」も広がりを見せている。このような中において、例えば、災害時における女性の安全・安心やニーズを踏まえた避難所運営、男女の性差に配慮した医療や薬品の提供、女性の体格に適合した安全装備の推進、生成AIによる固定的な性別役割分担意識の助長防止など、防災・復興、医療・薬品、工学、科学技術など多岐にわたる分野において、男女の性差による影響に配慮した施策が求められているところであり、政府としても、新たな知見を得つつ取組を進める。

男女の性差に配慮した施策の推進について②

○女性版骨太の方針2024(抜粋)

IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

(1) 男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進

各府省は、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握に取り組む。【全府省】

○骨太方針2024(抜粋)

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

(1) 共生・共助・女性活躍社会づくり

(女性活躍)

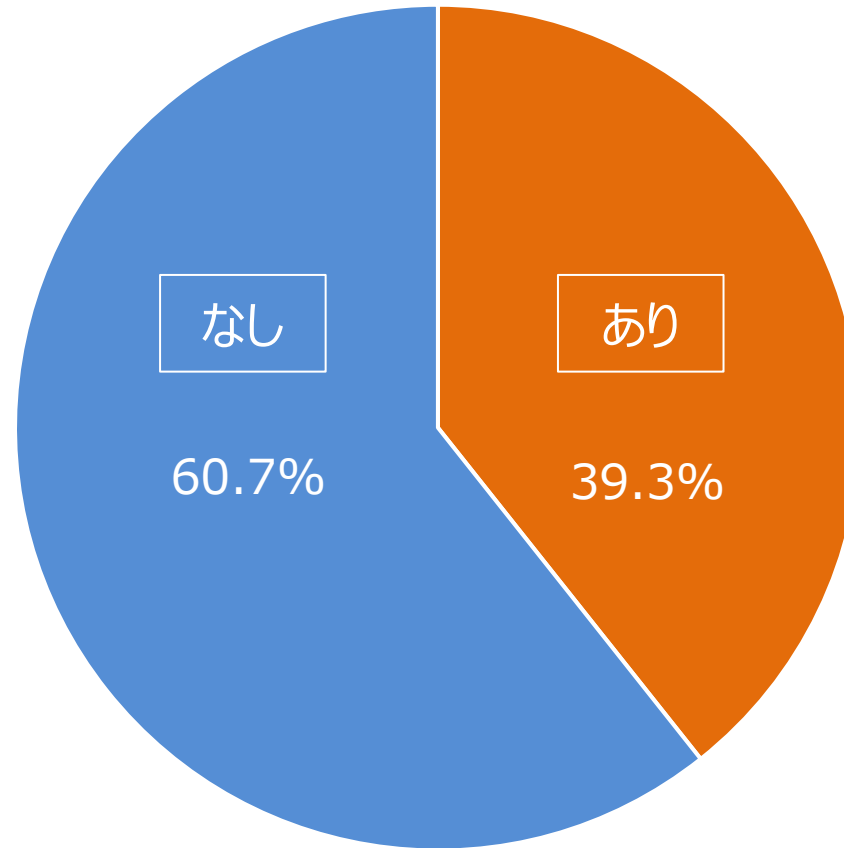
男女共同参画の視点に立ち、政策決定過程への女性の参画を促進するとともに、政策・事業の計画、実施等に当たって、男女別の影響やニーズの違いを踏まえることとし、必要な男女別のデータ収集・分析を強化する。

⇒ 令和6年7月1日、内閣府男女共同参画局から各府省庁に対して、
男女共同参画の視点に立った政府計画等の策定等を依頼するとともに、
男女共同参画の視点に立った政府計画等の策定状況等について調査を実施。

男女共同参画の視点に立った政府計画等の策定状況等①

- 政府計画等※において、女性に着目した施策を含むものは、約4割である。

政府計画等における女性に着目した施策の有無（n=89）



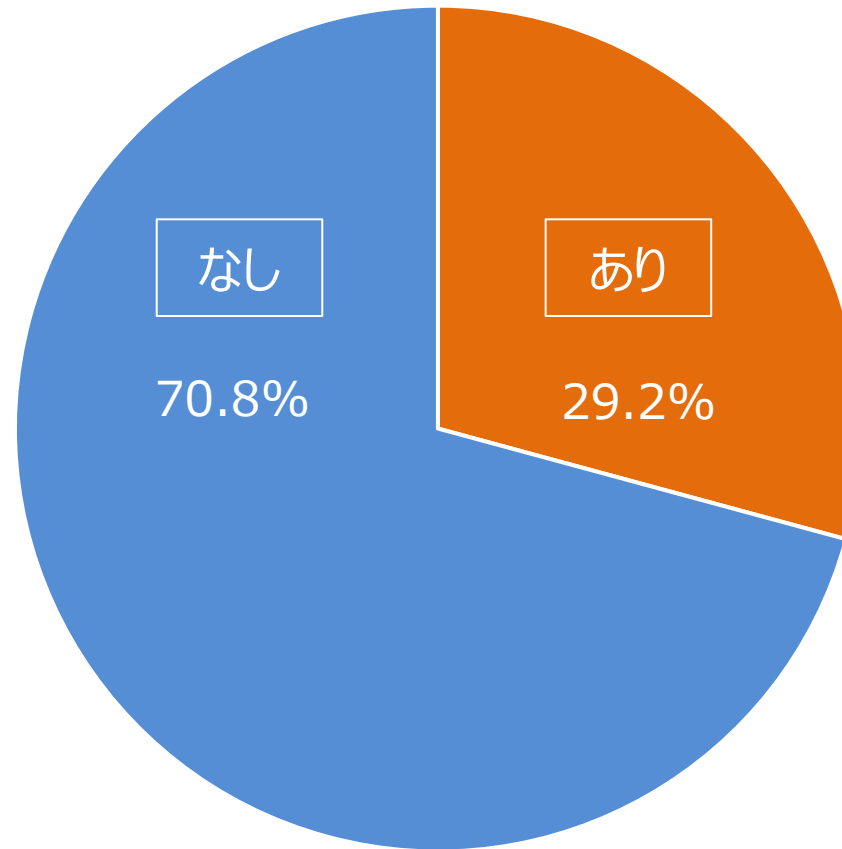
（出典）内閣府男女共同参画局調べ。（令和6年7月1日時点）

※ 閣議で決定される文書であって、その名称に「計画」、「指針」、「戦略」、「大綱」若しくは「方針」が含まれるもの又はこれに相当すると考えられるもの（対象（受益者・関係者を含む。）として、「国民」や「事業者」など、女性が含まれる可能性のある施策が記載されていないものを除く。）。

男女共同参画の視点に立った政府計画等の策定状況等②

- 政府計画等において、施策の検討の根拠・前提となる統計等において男女別のデータを把握しているものは、約3割にとどまっている。

政府計画等における男女別データの把握の有無 (n=89)

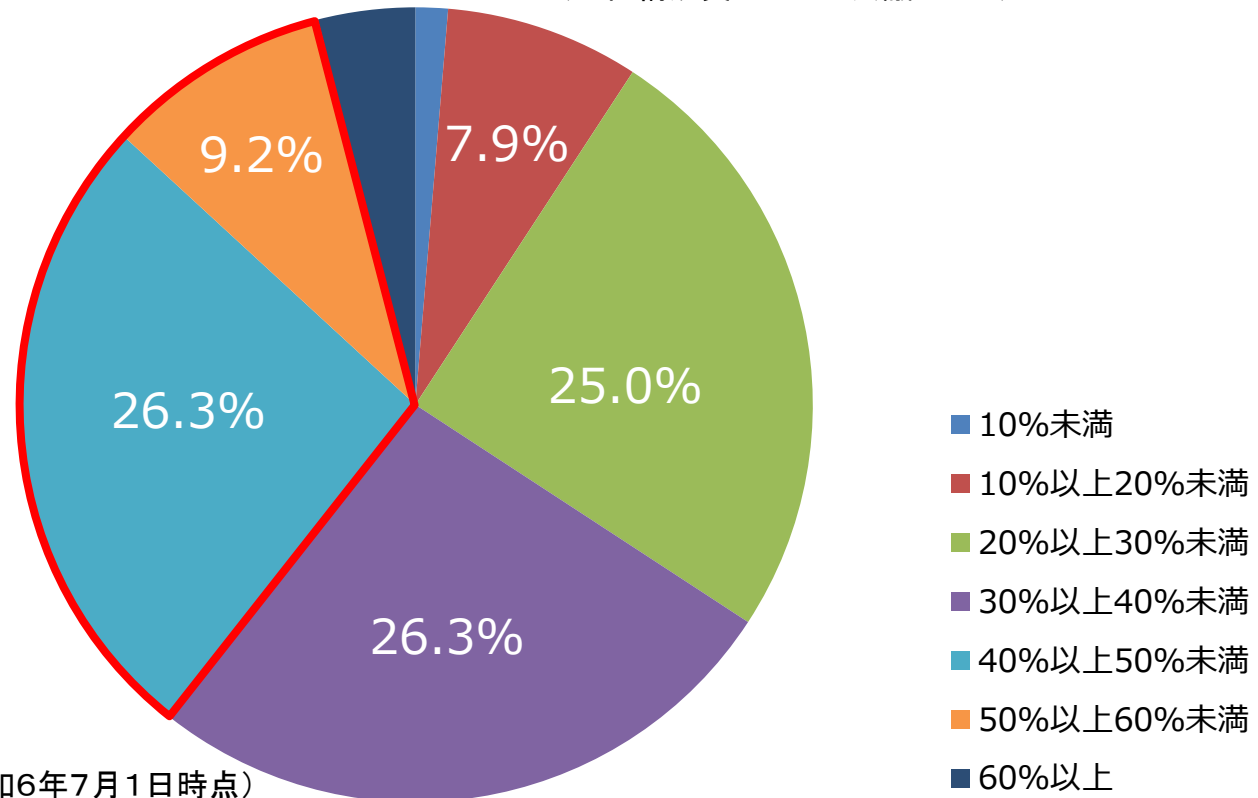


(出典)内閣府男女共同参画局調べ。(令和6年7月1日時点)

男女共同参画の視点に立った政府計画等の策定状況等③

- 政府計画等の策定過程において外部有識者の意見を求める会合等※¹における構成員の女性の割合について見ると、女性構成員の割合が4～6割※²となっている会議体は約4割※³となっている。

政府計画等の策定過程での
外部有識者を含む会議における女性構成員の比率 (n=76)
3.9% 1.3% (女性構成員が0人の会議は1つ)



(出典)内閣府男女共同参画局調べ。(令和6年7月1日時点)

※¹ 審議会や有識者会議のほか、ワーキンググループや有識者ヒアリング等を含む(各府庁回答による)。

※² 第5次男女共同参画基本計画における成果目標では、国の審議会等委員等に占める女性の割合を「40%以上、60%以下(2025年)」と設定している。

※³ 女性構成員の比率が60.0%である会議の2つを含む。

- 施策を立案するにあたって、配慮すべき男女の性差やニーズの違いの具体例
- 性差への配慮が特に有効な施策分野
- 性差への配慮にあたっての留意事項